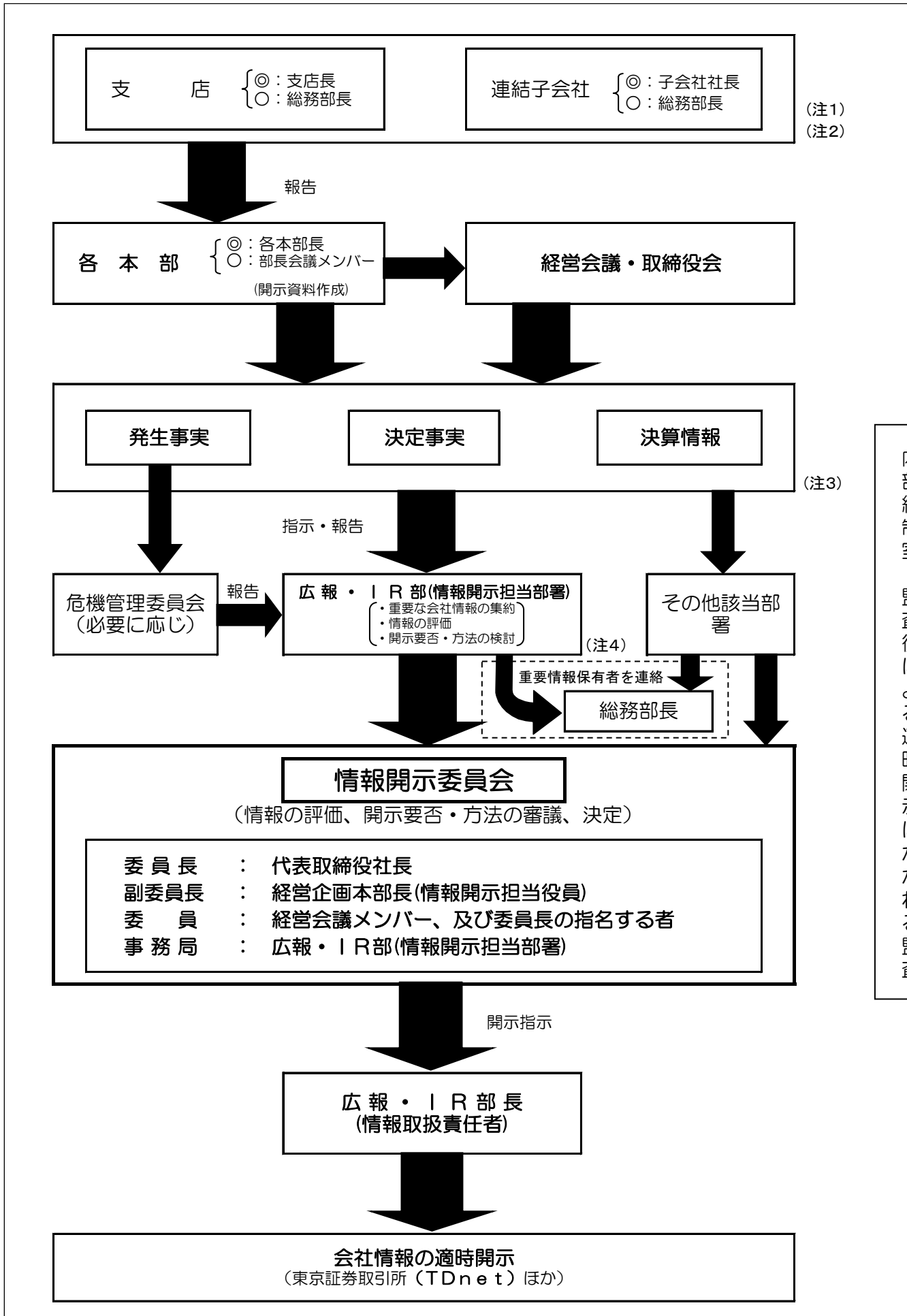


【会社情報の適時開示に係る社内体制】

(別紙)



(注1) 各本部・支店・連結子会社において、◎は「情報開示責任者」、○は「情報開示担当者」  
(注2) 経営会議または取締役会にて報告・審議・決定される決算情報、および人事異動等については、個別の「情報開示委員会」は開催しない。  
(注3) 緊急を要する件名等については、「情報開示委員会」を開催せず、書面にて決定できるものとする。  
(注4) 「」内は「インサイダー取引規制規則」に係るルールであるが、適時開示と密接な関係があるため表示。